

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

いちき串木野市上下水道課より大切なお知らせ

令和元年 10月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になります

- ・ 指定の有効期間が、これまでの無期限から5年間となります
- ・ 有効期間内に更新手続きがなされない場合は失効となります

○指定の有効期間

令和元年9月30日以前に指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって初回の更新までの有効期間が異なりますので、ご注意ください。(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成17年10月11日～平成19年3月31日	令和4年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日まで

◎更新受付は、工事事業者毎に期間を設けます。(例) A社：令和4年3月1日～31日・B社：令和4年5月1日～31日等) 受付期間につきましては、改めて文書で通知します。

※宛先不明等による郵便の不着の場合、再通知はいたしませんので、ご注意ください。

指定更新の要件

(水道法第25条の3(指定の基準)を準用)

- ・ 給水装置工事主任技術者の選任
- ・ 厚生労働省令で定める機械器具の所有
- ・ 水道法で規定された欠格要件に該当しない者

指定更新申請時に確認する4項目

- ① 指定給水装置工事事業者研修会の受講実績
- ② 業務内容
- ③ 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

指定更新時に必要な書類

- ・ 指定申請書
- ・ 機械器具調書(写真添付)
- ・ 誓約書
- ・ 指定更新時確認書
- ・ 定款及び登記事項証明書(法人)
- ・ 住民票の写し(個人)
- ・ その他

※更新手数料：10,000円

《問合せ先》

いちき串木野市上下水道課

TEL：0996-21-5155